



令和7年度の鶴嶺東地区 市民集会在開催されました

令和7年11月15日 鶴嶺東コミュニティセンターで市民集会在開催されました。今年度は、まちぢから協議会の各部会からテーマが出され、地域が抱える課題の改善に向けて行政へ要望を伝えました。



佐藤市長(右)と吉野会長(左)

環境安全部会

電池の適正排出に向けた取り組み

課題

茅ヶ崎市では、乾電池とコイン電池(型式記号CR及びBR)は「燃やせないごみ」として排出できますが、充電式電池、ボタン電池、リチウムイオン電池は「電池リサイクル」となっており、電池の分別が難しい、捨てられる場所が少ない・遠いなどの理由により、電池が適正に排出されない事例が起きています。

他地区では、リチウムイオン電池(充電式電池)などが「燃やすごみ」や「プラスチックごみ」に混ぜて排出され、清掃車やリサイクル工場での発火事故につながるケースも多発しています。

要望

「電池リサイクル」しなければならぬ充電式電池、ボタン電池、リチウムイオン電池などの回収ボックスを市庁舎や公民館、学校、福祉施設などに整備し、徒歩以外の移動手段を持たない高齢者などでも利用できるようにする。例えば、小型家電回収ボックスの隣に電池の種類ごとの回収ボックスを置き、絶縁用テープも利用できるようにしてほしい。

回答

充電式電池及びボタン電池については、業界団体でリサイクル事業を行うために設立した一般社団法人の協力店(電器店やスーパー等の販売店)で回収を行っており、同法人のリサイクルルートが最も適切にリサイクルできると考えています。しかし、リサイクルマークがない製品や破損、膨張している電池については、このようなリサイクルルートでの処理ができません。そのため、資源循環課及び環境事業センタ

の窓口にて引き取っていますが、製品を適正に処理できるリサイクラーに引き渡すことが課題となっています。

電池の種類により異なる回収ルートとなっていることが、市民の皆さまによって複雑でわかりづらくなっていることも課題であると認識しています。他市の事例等、調査研究を進め、市民の皆さまがわかりやすく利便性の高い回収方法の構築に取り組んでまいります。

冊子「ごみと資源物の分け方・出し方」の個別送付

課題

冊子の配布は、各自治会が自治会加入世帯に配布しています。そして、自治会非加入世帯に冊子が配布されず、ごみの不適正排出につながっているという問題が指摘されています。

要望

自治会非加入世帯への冊子の配布は行政の役割として、マンションの自治会以外は戸別送付してもらいたい。

回答

冊子の戸別配布はコロナ禍において実施したことがありますが、戸別送付はコスト増大につながるため、現在は従来の自治会を通じて配布方式に戻っています。

自治会非加入世帯に対しては、市内公共施設への配架や転入者への配布の他、市のホームページや公式LINE、メール配信サービスなど多様な方法でお届けできるように努めています。ご指摘の通り自治会非加入世帯への配布は大きな課題であると認識し、不適正排出の減少に向けては冊子の内容を毎年見直しして、市民の皆さまに分かりやすいように努めています。今後のより良い配布の方法について検討してまいります。

開発・建築時のごみ集積所の未調整

課題

小規模に新規開発された二戸建てや共同住宅は、竣工し居住が始まってからごみ集積所の使用場所について調整する事例が多く、特に非自治会世帯と調整する場合は自治会に大きな負荷がかかっています。

条例では、開発計画戸数が8区画以上の場合に「ごみ集積所を1箇所以上設置しなければならぬ」となっていますが、狭い道路や基準を満たさずごみ集積所がすでにある場合など、市長が特に必要がないと認められた場合はこの限りではないとされています。

また、8戸未満の開発の場合は「ごみ集積所の設置義務が適用されず、事前に自治会と使用のごみ集積所について調整されないだけでなく、市の担当部署にとっても開発事業者から相談がなければ事前調整はされない状況となっています。

要望

新築の規模に関わらず、着工前に市が集積所の設置確認を行い、自治会や住民との調整を行った上で、行政が承認するまで着工を許可しない。

また、設計業者、建設業者、不動産会社に対して「ごみ集積所の設置、事前相談に関するガイドライン」を提供して適切な設置、事前調整を促進する。

回答

ごみ集積場の設置基準については条例に定められていますが、既存の集積場で受け入れが困難な場合は、事前に協議したうえで8世帯未満の場合でも設置を推奨しています。また、地域の皆様の負担軽減に向けた取り組みは重要であると認識しています。

（前頁より続き）

一方で、計画戸数の基準変更などは開発業者の経済活動に一定の制限をかけることとなり、慎重な議論が必要です。令和7年度より戸別収集実験事業を実施しており、今後の動向を見据えつつ引き続き検討します。

二 防災減災部会

中学生を対象とした防災教育の推進

課題

各自治会では、防災訓練などの地域の取り組みや、自助に関する啓発なども行っています。学校の場合、校内避難訓練や学習の時間で防災教育はなされていますが、地域の自治会と防災倉庫を見学したり、一緒に防災マップを作るなどの連携をしている事例は少なく、茅ヶ崎市内でどのような取り組みがされているか十分共有できていない。

提案

中学校で十分な防災教育を施すことで、災害時に自分の身を守る行動ができるようになるだけでなく、地域防災にとっても中学生が頼もしい戦力となりうるということが分かっている。また、成人してから地域防災の担い手になることも期待できる。

茅ヶ崎市全体で中学生に対する防災教育を推進し、既に実施や検討している取り組みがあれば共有して欲しい。

回答

学校における防災教育については、学習指導要領に基づき授業等において実施しています。市が実施している取り組みは、防災対策課が作成したオリジナルデジタル教材「自然災害から人々のくらしを守る」等

の活用、消防署による「防災アカデミー」などがあります。

各中学校においては、災害発生時に中学生が地域の支援者になりうることや、将来、地域防災の担い手になっていくことが期待されることについて共通認識を持ち、各学校が実情に応じて防災教育を実施しています。市主導の防災教育を行っている他自治体の把握については、近隣の藤沢市・平塚市・寒川町では取り組みがありませんでした。

今後は、市内32校すべての学校に設置した学校運営協議会制度も活用しながら定期的に意見交換できる機会を設けるよう、各学校と共通認識を図ってまいります。



二 地域福祉部会

鶴嶺小学校東側道路の問題

課題

鶴嶺小学校東側道路は、登下校の時間帯に歩行者と自転車・自動車が多く通行するにもかかわらず、車がすれ違うのが難しいほど道幅が狭くなっています。平成18年に鶴嶺小学校のセットバック工事が行われ、南側50メートルが拡張されましたが、当時よりさらに通行する自動車も歩行者も多くなりました。通学路の見守りに携わる保護者からも、何度かヒヤリとする場面があった。何か対策を考えて欲しい。との意見がありました。

また、浜之郷自治会から平成29年〜令和元年にかけて地域の課題として道路の拡張を要望してきましたが、実現に至っていません。

要望

①道路幅の延長 ②時間帯通行禁止もしくは進入禁止 ③減速標識の設置

回答

①学校敷地東側には污水配管や非常階段、記念樹、旧正門があり、道路を拡張するには解消しなければならない課題がありますので、現時点ではすぐに対応することは難しい状況です。今後、学校敷地の整理を行う中で課題解消を含めて引き続き検討します。

当該道路の歩行者減少及び安全対策のため、中学校生徒が鶴嶺小学校の敷地内を通り登校することなどを検討し調整してまいります。（※）

②交通規制については、警察署の管轄になることからご要望内容を情報提供したところ、「時間帯通行禁止など交通規制については、沿線の地域の総意が必要である」

という見解が示されました。

③速度規制や徐行に係る規制については警察署の管轄になることから、ご要望の内容を提供するとともに対応を検討するよう依頼しました。

また、通行車両に対し注意を呼びかける看板は4箇所を設置しています。看板は設置によるデメリット（死角を生み出す、歩行者の妨げになるなど）も考慮し慎重に検討する必要があります。市教育委員会、市関係課、道路管理者、学校及び地域の関係者による「通学路合同点検」の中で、引き続き検討してまいります。

※茅ヶ崎市教育委員会、鶴嶺小学校、鶴嶺中学校で協議・調整の結果、令和8年1月7日から当面の間、鶴嶺中学校生徒は登校時に鶴嶺小学校の敷地内を通行し、東側道路を通行しないよう変更することとしました。

生徒の安全を最優先に、今すぐできる対応をしていたりましたが、下校時や小学校休業日などは東側道路を通行する必要があります。道路拡張については引き続き要望していきます。



鶴嶺東コミュニティセンター 管理運営委員会について 臨時総会が開催されました

令和7年9月12日(金)に臨時総会が実施されました。

議題は、鶴嶺東コミュニティセンター次期指定管理者の申請と規定類の改定です。

鶴嶺東コミュニティセンターの現指定管理者(令和3年～7年度)は、鶴嶺東まちぢから協議会が担っています。今回の臨時総会で、次期指定管理者(令和8～12年度)を鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会として申請することとし、この変更に伴う規定類の改定が承認されました。

今回の変更によって、鶴嶺東まちぢから協議会と鶴嶺東コミュニティセンターは組織分割されますが、今後も変わらず地域活動向上のために協力していきます。

行政 茅ヶ崎市
次期指定管理者に指定

組織分割



AED救急救命訓練講習

令和7年9月14日(日) 午前10時～12時まで
鶴嶺東コミュニティセンター 2階大会議室
25名参加
主催 鶴嶺東地区自治会連合会

当日は、平塚市赤十字奉仕団、委員長山口奈美さん他1名の講師により「赤十字救急法短期講習」が行われた。全員に「知っていれば安心です。心肺蘇生とAED」教本を配布の後、講師から、救命の可能性と時間経過(心臓が止まってから電気ショックまでの時間経過)についての説明を受けました。心臓が停止すると4分以内に脳に障害が発生すること。そして、心肺蘇生はこの障害を遅らせる効果があること、さらには、多くの心停止の原因は心室細動で正常な状態に戻すために電気ショックを行うことが必要。

電気ショックの実施が1分遅れるごとに生存率は7から10%ずつ低下することを知りました。

その後、4組に分かれジャミーちゃん人形を使い救急法(心臓マッサージ)を学びました。傷病者の発見↓周囲の観察↓反応があるか(反応なし)↓大声で協力者を呼ぶ↓119番通報、AEDを依頼する↓普段通りの呼吸があるか↓呼吸なし↓直ちに胸骨圧迫、強く(約5センチ)、速く(100回から120回/分)、絶え間なく↓AED装着↓電気ショックの方法を学びました。当日は、小学6年生のお子さま(1人)も参加され皆さん熱心に受講されていました。

多くの皆様から、質問があり救急救命の重要性が認識された講習でした。

後日になりましたが、救急救命時に必要なキーマスク(写真上)が参加者全員に配布され、もしもの場合に備えて常時携帯し、そのような場面に遭遇した場合、躊躇なく行動されますことをお願いいたしました。



令和7年度

防災訓練報告

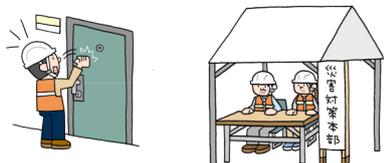
鶴嶺東地区まちぢから協議会
防災減災部会長 増田全宏

令和7年7月25日に予定されていた鶴嶺東地区の合同防災訓練は、雨天のため鶴嶺中学校における訓練を中止いたしました。起震車を用いた地震の疑似体験訓練やスモークマシンを使用した火災発生時の避難訓練、練習用消火器を用いた消火訓練、消防車による放水見学など盛りだくさんの内容を準備して実施したので、来年度に日程を改めて実施したいと思います。

合同防災訓練当日に予定通り安否確認訓練を行った自治会は、雨天のせいか参加率が低調な傾向がみられましたが、組長や民生委員による避難行動要支援者の安否確認は、高い訪問率を維持することができました。後日個別の訓練を実施した自治会では、消防団や防災リーダーの指導のもと体験型訓練を実施したり、本部の立ち上げ訓練を実施しました。



↑ 矢畑自治会
安否確認結果を報告する様子



西久保自治会
河童徳利広場での防災訓練の様子 ➡



令和7年度 各部会の活動報告をお知らせします

環境安全部会

部会長 岡 宏樹

今年度も鶴嶺東地区9自治会より選出いただいた部会メンバーやアドバイザーの方々に御協力いただき、他地区との情報交換や茅ヶ崎市担当組織との各種調整などを行いながら、ゴミと資源物の分け出し適正化に向けて取り組みました。

●電池の適正排出

電池については、分別の判断が難しい、排出できる場所が少ない・遠い、排出しづらいという声が多く寄せられており、茅ヶ崎市の安心まごころ収集事業では条件を満たさず利用できない世帯が多い状況、リチウムイオン電池の清掃車・リサイクル工場での発火事故状況や市区町村での回収を求める環境省通知の状況、市内他地区の状況、東京都・大阪府・福岡市・京都市・名古屋市・横浜市での排出場所増設の状況、江東区・新宿区の集積所での収集開始の状況などを調査したうえで、茅ヶ崎市としても使用済み電池を適正に分別排出しやすい排出場所の増設およびゴミ・資源物の集積所での定期的収集開始に取り組むよう市民集会で提案しました。また、分別の判断が難しい現状を踏まえ、ごみ出しマナー啓発特集のスクラム特別号として解説を掲載して発行しました。

●ゴミ・資源物分別解説冊子配布

ゴミ・資源物の集積所において、自治会に加入していない世帯によるゴミ・資源物の不適正排出に関する声が多く寄せられており、自治会に加入していない世帯に対して茅ヶ崎市作成「ごみと資源物の分け出し方」冊子が行き届いていないことが要因の一つであるとして、市内他地区の状況、世田谷区・横浜市の堀市での全戸送付状況などを調査したうえで、茅ヶ崎市としても全戸配布・個別送付に取り組むよう市民集会で提案しました。

●集積所の事前調整

現在の茅ヶ崎市の条例において、8区画以上の一戸建て・8戸以上の共同住宅を開発する事業者は基本的にゴミ・資源物の集積所を一箇所に設置することが義務付けられていますが、8区画未満の一戸建て・8戸未満の共同住宅の開発では、この義務が適用されず、居住が始まる前から自治会役員が集積所の調整に苦勞する事例が散見されており、市内他地区の状況、世田谷区・横浜市・大阪市での先進事例などを調査したうえで、自治会との事前調整およびガイドラインの整備・提供を茅ヶ崎市としても強化するよう市民集会で提案しました。

●廃食用油・スプレー缶

集積所への分け出し方を誤り、収集されない状況が散見されていた廃食用油とスプレー缶について、市の資源循環課・環境事業センターと連携して揭示用書類を作成し、各自治会の部会メンバーに配布しました。また、ごみ出しマナー啓発特集のスクラム特別号にも解説を掲載しました。

●その他

不法投棄に対する監視カメラ設置、集積所の不公平感に対する輪番制導入、カラス被害に関する対応方針などについても意見が寄せられました。これらについても、当部会メンバーと意見交換し、過去の当部会での議論結果に基づき、各自治会で適宜対応することを再確認しました。

防災減災部会

部会長 増田 全宏

10月25日(日)に実施予定をいたしました合同防災訓練が、悪天候の為中止となつてしまいました。今年度は地震車による地震体験、スモークマシンによる煙体験、水消火器による消火訓練、円蔵、西久保、矢畑の消防団より消防車をだし

てもらい、乗車体験等をする予定でした。これで昨年に続いて2年続けての中止となつてしまいました。これを踏まえて、次年度は、実施時期、場所等を改めて検討する事にしました。

安否確認訓練については、自治会毎に実施されました。全戸の参加は難しいかと思いますが、有事の際には、隣近所の助け合いが必要となります。ぜひ参加をお願いします。

11月15日(土)に行われた市民集会では防災減災部会からは「中学生を対象とした防災教育の推進について」を提案しました。今後起こりうる未曾有の災害に対して、中学生のうちから「自助」「共助」「公助」等、防災について学び、体験してもらいように、市をあげて学校や、地域で取り組んでもらいたい、という内容です。市でも現在、実情に依じて防災教育を実施して、今後も、関係部局や各学校と共通認識を図っていくこととす。部会として、今後も地域の人々のために活動していく予定です。

地域福祉部会

部会長 山上 壽子

地域福祉部会は、部会編成の見直しにより地域福祉部会に青少年育成部会と高齢者活性部会の3つの部会が統合し、大人数で活動している部会です。部会委員それぞれが地域で活動する団体に所属し、世代も子育て世代から高齢者まで幅広い世代で構成されているのが特徴です。

今年度は、まずそれぞれ所属している団体の現在の活動や課題、課題解決に向けての取り組みなどグループ討議を行い、現状の理解や情報の共有を行いました。話し合いの中で得たヒントを持ち帰り、活動に活かしたいという感想や部会委員同士の交流をもっと深めたいなどの意見が出ました。

●その意見をもとに

●6月スポーツ推進委員さんの指導で「ボッチャ体験」

●7月東地区全体のテーマ「子ども見守り」と地域の課題についての意見交換

●9月道路交通法改正に伴う自転車運転罰則強化の勉強会(講師:茅ヶ崎警察署交通課署員)を実施しました。

市民集会では、部会からテーマを出すという事で、東地区全体のテーマでもある「子ども見守り」と地域の課題についての意見交換を行い、「鶴嶺小学校東側道路の問題」をテーマに要望をしました。

部会構成の複雑さやバランスの問題等々ある中で、部会委員の皆さんの協力のもと今年度の活動を無事に終えることが出来ましたことに感謝して部会報告と致します。1年間で難うございました。

自治会やイベントの手伝い、見守り活動など人手が足りません
できる時だけでも大丈夫です
少しお手伝いを
お願いできませんか？



二次元コードから鶴嶺東地区まちぢから協議会の最新情報をご覧ください



https://chigasaki-machiren.org/
▶ トップページで鶴嶺東地区をクリック

